

# 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法」の一部を改正する法律案の概要

## 篠塚達雄

Tatsuo SHINOZUKA

日本薬学会環境・衛生部会薬毒物試験法編集委員会・委員 横浜薬科大学客員教授

令和5年12月13日に厚生労働省医薬局長より都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に通達された、医薬発1213第1号：「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正する法律」の政令に関して、以下に概要を述べる。一部改正された法律は、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）である。

### 医薬発1213第1号(令和5年12月13日)：「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正する法律」の公布

#### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能にするための規定の整備

近年、大麻草から製造された医薬品が、米国をはじめとする欧米各国において承認されている。そこで国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定が削除された。日本においても、大麻草から製造された医薬品である「エビディオレックス(難治性のでんかん患者に対する治療薬)」について、国内で新規治験が開始されているが、仮に医薬品として承認された場合でも現状では医療現場において使用できないので、関連する法律の一部改正がなされた。

#### 2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

大麻およびその有害成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)について、「麻薬及び向精神薬取締法」(以下「麻向法」という)における麻薬の1つとして位置付ける整備がなされた。

最近の大麻事犯の検挙人員は毎年連続で増加し、その特徴としては、他の薬物事犯と比べて検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられている。大麻については、他の規制薬物と異なり、その使用について禁止規定および罰則が設けられていないことから、使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分でない場合、大麻の使用を取り締まることができない。そこで、 $\Delta 9$ -THC(デルタ9-テトラヒドロカンナビノール)およびその塩類、 $\Delta 8$ -THC(デルタ8-テトラヒドロカンナビ

ノール)およびその塩類、また大麻由来の成分のうち、化学的变化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について、大麻草を麻薬として位置づけ、不正な使用についても他の規制薬物と同様に「麻向法の禁止規定及び罰則(施用罪)」が適用されることとなった。

麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分でない大麻草由来製品(例：カンナビジオール(CBD)製品)について、葉や花穂から抽出されたものの流通および使用が可能となることから、保健衛生上における危害発生防止のため、当該製品に微量に残留するTHCの残留濃度に限度値を設けるとともに、市場流通品の監視指導を徹底することとした。

#### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

大麻草の栽培に関しては、大麻栽培者(都道府県知事による免許)が昭和29年以降大きく減少し、伝統的な麻文化の継承も困難になっているとの指摘がある。また、近年では大麻草の活用方法が変化していることから、栽培免許の取得とその栽培目的が対応していない。欧米では、大麻草の栽培に関し、安全性を確保しているが、日本では盗難防止等の栽培管理規制が中心であるため、栽培者の負担が大きい。そこで、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備を行い、大麻取締法は「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更することとした。

#### キーワード

大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法、法律改正